

第四十三条 知的障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 知的障害者入所授産施設 法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設であつて、第二号に規定する知的障害者通所授産施設及び第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 知的障害者通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであつて、第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 三 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであつて、常時利用するものが二十人未満であるもの

(規模)

第四十四条 知的障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 知的障害者入所授産施設 三十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 知的障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 知的障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

2 知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であつて入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

第1節 基本方針

(基本方針)

第四十四条 指定特定知的障害者授産施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

2 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に

立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

- 3 指定特定知的障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3節 設備に関する基準

(知的障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十五条 知的障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 作業設備
- 十 更衣室
- 十一 調理室
- 十二 相談室
- 十三 運動場
- 十四 事務室
- 十五 会議室
- 十六 宿直室
- 十七 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

(指定特定知的障害者入所授産施設の設備)

第四十八条 指定特定知的障害者入所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
 - ハ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
 - ハ 男女別とすること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

- ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 入所者（通所による入所者を除く。）の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。
 - 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
 - ハ 男女別とすること。
 - ニ イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。
 - 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
 - 四 浴室
 - 入所者の特性に応じたものであること。
 - 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
 - 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
 - 七 医務室
 - 治療に必要な機械器具等を備えること。
 - 八 作業室又は作業場
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。
 - 九 作業設備
 - 入所者の安全に配慮したものとすること。
 - 十 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。
 - 十一 調理室
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
 - 七 医務室
 - 治療に必要な機械器具等を備えること。
 - 八 作業室又は作業場
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 九 作業設備
 - 入所者の安全に配慮したものとすること。
 - 十 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。
 - 十一 相談室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 十二 運動場
 - 必要な備品を備えること。
 - 十三 廊下幅
 - 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
- 2 指定特定知的障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。
- 3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者入所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十三 運動場

必要な備品を備えること。

十四 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 知的障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(知的障害者通所授産施設の設備の基準)

第四十六条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 食堂
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室
- 五 作業室又は作業場
- 六 作業設備
- 七 更衣室
- 八 調理室
- 九 相談室
- 十 運動場
- 十一 事務室
- 十二 会議室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
入所者の特性に応じたものであること。
- 三 便所
 - イ 男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。

(指定特定知的障害者通所授産施設の設備)

第四十九条 指定特定知的障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

- 一 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
入所者の特性に応じたものであること。
- 三 便所
 - イ 男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 四 医務室
 - イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
 - ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 五 作業室又は作業場
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 六 作業設備
入所者の安全に配慮したものとすること。
- 七 更衣室
男子用と女子用を別に設けること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。

六 作業設備

入所者の安全に配慮したものとする。

七 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

八 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 運動場

必要な備品を備えること。

十一 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 知的障害者通所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(知的障害者小規模通所授産施設の設備の基準)
(略)

5 第三項、第四項及び第五項に規定するもののほか、小規模通所授産施設の設備の基準については、第二項第八号イの規定を準用する。

(分場の設備の基準)

第四十八条 分場の設備の基準は、第四十六条に規定する基準に準ずる。ただし、同条第一

八 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 運動場

必要な備品を備えること。

十 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 指定特定知的障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備)

第五十条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第八号

項第八号から第十二号までに掲げる設備は設けないことができる。

(知的障害者入所授産施設の職員の配置の基準)

第四十九条 知的障害者入所授産施設のうちには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては、第五号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 医師
入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
- 四 栄養士 一以上
- 五 調理員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 知的障害者入所授産施設であつて、通所に

及び第九号の設備は設けないことができる。

第2節 人員に関する基準

(指定特定知的障害者入所授産施設の従業者の員数)

第四十五条 指定特定知的障害者入所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師
入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
- 三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定知的障害者入所授産施設は、入所

よる入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

- 8 知的障害者入所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じて適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者通所授産施設の職員の配置の基準)

第五十条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するものにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上
- 四 調理員 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

- 3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員員数に換算する方法をいう。

- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

- 5 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければな

による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

- 7 指定特定知的障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数)

第四十六条 指定特定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

- 4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければな

らない。

- 6 知的障害者通所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準)

第五十一条 知的障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 生活支援員
- 三 作業指導員

- 2 前項各号に掲げる職員のうち、施設長にあつては、生活支援員又は作業指導員と兼ねることができる。

- 3 知的障害者小規模通所授産施設の施設長は、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、知的障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(分場の職員の配置基準)

第五十二条 知的障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

- 2 知的障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

らない

- 5 指定特定知的障害者通所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場の従業者の員数)

第四十七条 指定特定知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 指定特定知的障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第4節 運営に関する基準

(授産活動)

第五十三条 知的障害者授産施設の授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。

- 2 知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十四条 知的障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十五条 第十一条の規定は、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三項の生活支援員について準用する。

- 2 第十二条及び第二十一条から第四十一条までの規定は、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通所授産施設について準用する。

- 3 第二十七条、第二十八条第二項、第三十条及び第三十七条の規定は、知的障害者小規模通所授産施設について準用する。

第四章 知的障害者通勤寮

(授産活動)

第五十一条 指定特定知的障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

- 2 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十二条 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十三条 第十条から第四十三条までの規定は、指定特定知的障害者授産施設について準用する。

第4章 指定知的障害者通勤寮

第1節 基本方針

第五十四条 指定知的障害者通勤寮は、入所者に対して居室その他の設備を利用させるとともに、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、独立自活に必要な助言及び指導を適切に行わなければならない。

- 2 指定知的障害者通勤寮は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

(設備の基準)

第五十六条 知的障害者通所施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、娯楽室にあっては、食堂と兼ねることができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 相談・指導室
- 九 洗濯場
- 十 娯楽室
- 十一 事務室
- 十二 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上であること。
 - ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに変わる設備を備えること。

3 指定知的障害者通所施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第五十六条 指定知的障害者通所施設の設備の基準は次のとおりとする。ただし、娯楽室にあっては、食堂と兼ねることができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 男女別とすること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 娯楽室

必要な備品を備えること

八 相談・指導室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

ロ 男女別とすること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものとする。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものとする。

七 相談・指導室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 娯楽室

必要な備品を備えること。

3 前項各号に掲げる設備のうち、娯楽室にあつては食堂と、指導員室にあつては事務室とそれぞれ兼ねることができる。

(規模)

第五十七条 知的障害者通所施設は、二十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置基準)

第五十八条 通所施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 寮長

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活支援員 常勤換算方法で二以上

2 前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者

2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通所施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第2節 人員に関する基準

(従業者等の員数)

第五十五条 指定知的障害者通所施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活支援員 常勤換算方法で二人以上

通勤寮において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 3 第一項第一号の寮長は、常勤の者でなければならない。
- 4 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。
- 5 知的障害者通勤寮は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

2 第一項第二号の生活支援員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。

3 指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第4節 運営に関する基準

(施設利用者負担額等の受領)

第五十七条 指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害者通勤寮は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十五条の十一第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害者通勤寮は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

4 指定知的障害者通勤寮は、前三項に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。

5 指定知的障害者通勤寮は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては

(生活指導)

第五十九条 知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

(健康管理の指導)

第六十条 知的障害者通勤寮は、常に入所者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

(運営規程)

第六十一条 知的障害者通勤寮は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の種類、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(準用)

第六十二条 第十一条、第二十一条から第四十一条までの規定（第二十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条を除く）は、知的障害者通勤寮について準用する。

第五章 知的障害者福祉ホーム（略）

、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(指導、助言等)

第五十八条 指定知的障害者通勤寮は、入所者の独立自活に必要な助言及び指導のほか、利用者に対する給食の実施等の入所者が日常生活を営む上で必要な業務を行わなければならない。

(生活指導等)

第五十九条 指定知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

(健康管理)

第六十条 指定知的障害者通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

(運営規程)

第六十一条 指定知的障害者通勤寮は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(準用)

第六十二条 第十条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第四十三条までの規定は、指定知的障害者通勤寮について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(知的障害者入所更生施設の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第七条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者入所授産施設の経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する知的障害者入所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第四十八条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者通勤寮の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第五十六条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。